

工作物の管理者は、当該都市公園及び他の工作物の管理については、第二条の三の規定にかかる場合においては、都市公園については、都市公園における工事及び維持以外の管理を行わせることができない。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、都市公園については、都市公園に関する工事及び維持以外の管理を行わせることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、都市公園については、都市公園に関する工事及び維持以外の管理を行わせることができない。

2 前項の規定により協議が成立した場合においては、当該都市公園の公園管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

(公園管理者の権限の代行)

第五条の十一 前条第一項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合においては、当該他の工作物の管理者は、政令で定めるところにより、当該都市公園の公園管理者に代わってその権限を行うものとする。

(都市公園の占用の許可)

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りではない。

4 第一項の規定による都市公園の占用の期間

許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合するものと認められる場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
二 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
三 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類するもの
四 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
五 非常災害に際し災害にかかりた者を収容するため設けられる仮設工作物
六 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

2 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの(通所のみにより利用されるものに限る)に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るために必要な技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかるわらず、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

(許可の条件)

第八条 公園管理者は、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付付することができる。

(国の行う都市公園の占用の特例)

第九条 国の行う事業のため、第七条第一項各号に掲げる工作物その他の物件若しくは施設又は同条第二項に規定する社会福祉施設を設けて都市公園を占用する場合においては、国と公園管理者との協議が成立することをもつて第六条第一項又は第三項の許可があつたものとみなす。

(原状回復)

2 第十二条の二 都市公園の設置及び管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体の、国の設置に係る都市公園にあつては国が負担とする。
(国の設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用について)は、当該都市公園の存する費用についての関係都道府県及び市町村の負担)

第十二条の三 国の設置に係る都市公園で第二条第三項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

2 公園管理者は、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することができる。

3 前項の規定により国土交通大臣が著しく利益を受ける他の都道府県に負担金の一部を分担させようとする場合には、国土交通大臣は、関係都道府県の意見を聽かなければならぬ。

(国の設置に係る都市公園における行為の禁止等)

第十一条 国の設置に係る都市公園においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

1 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
2 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
3 土石、竹木等の物件を堆積すること。
4 前各号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの。

第十二条の四 前条の規定により都道府県の負担する費用のうち、その設置及び管理で当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該設置及び管理による受益の限度において、当該市町村に対し、その設置及び管理に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議決を経て定めなければならない。

(負担金の納付)

第十二条の五 国の設置に係る都市公園で第二条第一項第二号イに該当するものの設置及び管理に要する費用のうち、第十二条の三第一項又は第二項の規定により都道府県が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

2 前条第一項の規定により市町村が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、都道府県に納付しなければならない。

(兼用工作物の管理に要する費用の負担)

第十二条の六 都市公園と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該都市公園の管理に要する費用の負担については、公園管理者と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

(原因者負担金)

第十三条 公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という)又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という)により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

(附帯工事に要する費用)

第十四条 都市公園に関する工事により必要を生じた他の工事又は都市公園に関する工事をを行うため必要を生じた他の工事に要する費用は、第八条の規定により許可に附した条件に特別の定がある場合及び第九条の規定による協議による場合を除くほか、その必要を生じた限度において

て、当該市公園に関する工事について費用を負担する者がその全部又は一部を負担しなければならない。

2 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。（義務履行のために要する費用）

第十五条 この法律若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定によつてする処分による義務を履行するため必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除くほか、当該義務者が負担しなければならない。

（都市公園の保存）

公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部に都市公園を廃止してはならない。

一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合

二 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合

三 公園管理者がその土地物件に係る権原を借り受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合

（都市公園台帳）

第十七条 公園管理者は、その管理する都市公園の台帳（以下この条において「都市公園台帳」という。）を作成し、これを保管しなければならない。都市公園台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 公園管理者

二 関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体その他の負担

3 公園管理者は、都市公園台帳の閲覧を求められたときは、これを拒むことができない。

（協議会）

第十七条の二 公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行つた場合において、協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 公園管理者

二 公園一体建物の新築、改築、増築、修繕又は模様替及びこれらに要する費用の負担

三 次に掲げる事項及びこれらに要する費用の負担

第三章 立体都市公園

（立体都市公園）

第二十条 公園管理者は、都市公園の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るために必要なと認めるときは、都市公園の区域を空地又は地下について下限を定めたもの（以下「立体的区域」という。）とす

（設置基準）

第二十一条 その区域を立体的区域とする都市公園（以下「立体都市公園」という。）の設置に関する基準については、政令で定める。

（公園一体建物に関する協定）

第二十二条 公園管理者は、立体都市公園と当該立体都市公園の区域外の建物とが一体的な構造となるときは、当該建物の所有者又は所有者となる者と次に掲げる事項を定めた協定（以下「協定」という。）を締結することができる。

2 前項の場合において、公園一体建物の所有者がこれを所有するためのその敷地に関する地上権その他の使用又は収益を目的とする権利を有しないときは、当該公園一体建物の収去を請求する権利を有する敷地所有者等は、当該公園一体建物の所有者に対し、当該公園一体建物を時価で売り渡すべきことを請求することができる。

第四章 監督

（監督処分）

第二十七条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対する行為の制限（以下「行為」とい

る）。この場合において、公園管理者は、当該立体都市公園の管理上必要があると認めるところが、協定に従つて、当該建物の管理を行うことができる。

1 協定の目的となる建物（以下「公園一体建物」という。）

2 公園一体建物の所有者又は占有者は、同項に規定するものほか、土石の採取その他の公害を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 第一項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するものほか、土石の採取その他の公害を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 公園管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他立体都市公園の構造に損害を及ぼすことを防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。

第五章 公園保全立体区域

第二十五条 公園管理者は、立体都市公園について、「公園保全立体区域」として指定する。

1 公園保全立体区域の指定は、当該立体都市公園の構造を保全するため必要な範囲に接する一定の範囲の空間又は地下を、公園保全立体区域として指定することができる。

2 公園保全立体区域の指定は、当該立体都市公園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

3 公園管理者は、公園保全立体区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。これを変更し、又は廃止するときは、同様とする。

（公園保全立体区域における行為の制限）

4 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

5 公園管理者は、公園保全立体区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。これを変更し、又は廃止するときは、同様とする。

6 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

7 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

8 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

9 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

10 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

11 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

12 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

13 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

14 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

15 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

16 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

17 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

18 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

19 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

20 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

21 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

22 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

23 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

24 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

25 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

26 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

27 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

28 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

29 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

30 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

31 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

32 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

33 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

34 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

35 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

36 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

37 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

38 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

39 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

40 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

41 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

42 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

43 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

44 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

45 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

46 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

47 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

48 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

49 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

50 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

51 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

52 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

53 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

54 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

55 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

56 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

57 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

58 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

59 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

60 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

61 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

62 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

63 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

64 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

65 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

66 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

67 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

68 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

69 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

70 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

71 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

72 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

73 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

74 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

75 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

76 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

77 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

78 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

79 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

80 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

81 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

82 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

83 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

84 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

85 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

86 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

87 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

88 公園管理者は、公園保全立体区域において、公

園の構造を保全する

第三十八条 偽計又は威力を用いて、設置等公募の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

設置等公募につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

第三十七条 国又は地方公共団体の職員が、第五条の五第一項の規定による認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定を受けようとする者に当該認定に係る公募（以下「設置等公募」といいう。）に関する秘密を教示すること又はその他の方針により、当該設置等公募の公正を害すべし行為を行つたときは、5年以下の拘禁刑又は二百四十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、そ
の制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範
囲内において、所要の経過措置（罰則に関する
経過措置を含む。）を定めることができる。

して審査請求をすることができる。
(権限の委任)
第三十五条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるとところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第五条の十第一項の規定による協議に基づき都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者が公園管理者に代わつてした前項各号に掲げる処分又は第十二条第一項の規定による許可を与え、若しくは与えない処分に不服がある者は、当該処分をした他の工作物の管理者である公共団体の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して再審査請求をすることができる。

第五条の十第一項の規定による協議に基づき國の機関である他の工作物の管理者が公園管理者に代わつてした第一項各号に掲げる処分又は第十二条第一項の規定による許可を与え、若しくは与えない処分に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対

七 第十二条第一項の規定に相当する条例の規定による許可を与える、又は与えないこと。

二 第十一條又は第十二條第一項（第三十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた者に対する命令

三 第十二條第一項（第三十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた者に対する命令

第四十三条 第五条の十一の規定により公園管理者に代わつてその権限を行ふ者は、この章の規定の適用については、公園管理者とみなす。

2 は、十万円以下の過料に処する。
第二十七条第一項又は第二項（第三十三条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による公園管理者の命令で次の各号のいずれかに掲げるのに違反した者は、十
万円以下の過料に処する。

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十二条 第十一条(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して第十一條各号のいづれかに掲げる行為をした者

は管理した者
二 第六条第一項又は第三項（第三十三条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して都市公園（公園予定区域を含む。）（同上）二者

六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による公園管理者(第三十三条第一項又は第二項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定した地方公共団体又は国土交通大臣を含む。第四十二条第二項において同じ。)の命令(第四十二条第二項各号に掲げるものを除く。)に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 第二十六条第二項若しくは第四項又は第二十七条第一項若しくは第二項（第三十三

4 この法律の施行の際現に権原に基いて既設公園施設を設け、又は管理している者で公園管理者となるべき者以外のものは、その権原に基いてなお当該既設公園施設を設け、又は管理することができるものとされている期間（当該期間が十年をこえるとき、又は当該期間について期間の定のないときは、この法律の施行の日から起算して十年とする）、従前と同様の条件により、当該公園施設を設け、又は管理することについて第五条第二項の許可を受けたものとみなす。この法律の施行の際現に権原に基いて既設公園施設を設けるため当該既設公園施設の新設、増設又は移転の工事を行つてゐる者で公園管理者となるべき者以外のものについても、同様とする。

この法律の施行の際現に権原に基いて既設公園の施設(第二条第二項各号に掲げる施設に該当する既設公園の施設をいい、当該既設公園を管理する地方公共団体の長がこの法律の施行の際当該既設公園の効用を全うするものでないものとして指定する施設及び国立公園計画等に基いて設けられている国立公園法第二条に規定する施設を除く。以下「既設公園施設」という。)として設けられている建築物の建築面積及びこの法律の施行の際現に権原に基いて既設公園施設として新設又は増設の工事が行われている建築物の建築予定面積の総計が、第四条第一項に規定する公園施設の設置基準に適合していない場合においても、これらの建築物は、同条同項の規定にかかるわらず、この法律の施行の日以後においてもなお存置することができる。

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(既設公園の取扱)

この法律の施行の際現に都市計画区域内において地方公共団体若しくは地方公共団体の長が設置し、若しくは管理している公園若しくは緑地又は都市計画の施設である公園若しくは緑地で地方公共団体若しくは地方公共団体の長が設置し、若しくは管理しているもの(国立公園計画等に基いて設けられている国立公園法第二条に規定する施設で公園又は緑地に該当するもの)を除く。以下「既設公園」という。」は、この法律の施行の日において、当該地方公共団体又は当該地方公共団体の長の統括する地方公共団体が設置する都市公園となるものとする。

7 公園管理者は、附則第四項から前項までに規定する者が、これらの規定によつて、従前の権原によりなお公園施設を設け、若しくは管理し、又は都市公園を占用することができるものとされていき期間を短縮されたことによつて損失を受けたときは、その者に対し通常受けるべき損失を補償するものとする。

8 第十二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

当該都市公園を占用することについて第六条第一項の許可を受けたものとみなす。この法律の施行の際現に権原に基いて工作物等を設けるため既設公園を占用して当該工作物等の新設、増設又は移転の工事を行つてゐる者がある場合においても同様とする。

該既設公園を占用することができるものとされている期間（当該期間が五年をこえるとき、又は当該期間について期間の定のないときは、この法律の施行の日から起算して五年とする。）に限り、当該工作物等を第七条各号に掲げる工作物その他の物件又は施設とみなし、その者を従前と同様の条件により当該工作物等を設けて

この法律の施行の際現に権原に基いて既設公園施設及び第七条各号に掲げる工作物その他の物件又は施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下この項において「工作物等」という。）を設けて既設公園を占用している者がある場合においては、その者がその権原に基いてなお当

各号に掲げる工作物その他の物件又は施設を設けて既設公園を占用している者は、その権原に基いてなお当該既設公園を占用することができるものとされている期間（当該期間が第六条第四項前段に規定する政令で定める期間をこえるとき、又は当該期間について期間の定のないときは、この法律の施行の日から起算して当該政令で定める期間とする）。従前と同様の条件により、当該工作物その他の物件又は施設を設けて当該都市公園を占用することについて第六条第一項の許可を受けたものとみなす。この法律の施行の際現に権原に基いて第七条各号に掲げる工作物その他の物件又は施設を設けるため既設公園を占用して当該工作物その他の物件又は施設の新設、増設又は移転の工事を行つている者についても、同様とする。

(公園施設以外の既存物件に関する経過措置)
この法律の施行の際現に権原に基いて第七条

(地盤国有公園に関する経過措置)

設置された公園又は旧東京市区改正条例（明治三号）による特別都市計画事業、旧神宮関係特別都市計画法（昭和十五年法律第七十五号）による都市計画事業若しくは旧特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）による特別都市計画事業によつて生じた公園での法律の施行上の際都市公園となるものを構成する国有に属する土地物件については、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十二条の規定にかかるわらず、当該土地物件に係る都市公園が設置されている間、当該都市公園を管理すべきものとなつた地方公共団体に無償で貸し付けるものとする。ただし、当該都市公園を構成する国有の土地のうち附則第六項に規定する工作物等の敷地であるものについては、当該工作物等の敷地である期間中は有償とする。
（国の無利子貸付け等）

10 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第十九条の規定により国がその費用について補助することができる都市公園の新設又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十九条の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

11 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

12 前項に定めるもののほか、附則第十項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

13 国は、附則第十項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である都市公園の新設又は改築について、第二十九条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸

付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

14 地方公共団体が、附則第十項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十一項及び第十二項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用について、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附 則（昭和三二年六月一日法律第一六
一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十二年十月一日から施行する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一
六一号）抄

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

不服審査法による不服申立てをすることができ
る期間は、この法律の施行の日から起算する。

<p>第一号 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。</p>	<p>二号 抄 (施行期日) 第二条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十一条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>三号 抄 附則 (昭和四二年七月一〇日法律第七九) この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、「なお従前の例による。」前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p>八号 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>八号 抄 (施行期日) 第二条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>八号 抄 (施行期日) 第三条 この法律の施行の際に地方公共団体が設置している都市公園で、第二条の規定による改正後の都市公園法（以下「新法」という。）第二条の二の政令で定める事項が公告されていないものは、同条の規定にかかるわらず、この法律の施行の日において新法の都市公園となるものとする。</p>
<p>八号 抄 (施行期日) 第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、「なお従前の例による。」</p>	<p>八号 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十一条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>八号 抄 (施行期日) 第二条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>八号 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、昭和五九年八月一〇日法律第七九) この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、「なお従前の例による。」前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p>八号 抄 (施行期日) 第二条 この法律は、昭和五六年五月二二日法律第四四) この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、「なお従前の例による。」前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。</p>	

(都市公園法の一一部改正に伴う経過措置)

(政令への委任)

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和五九年一二月二五日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。
(都市公園法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 この法律の施行前に第六十九条の規定による改正前の都市公園法第九条の規定により旧公社が公園管理者とした協議に基づく占用は、第六十九条の規定による改正後の都市公園法第六条第一項及び第三項の規定により会社に対するして公園管理者がした許可に基づく占用となす。

(政令への委任)

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (昭和六一年一二月四日法律第九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。
(都市公園法の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 この法律の施行前に第百六十条の規定による改正前の都市公園法第九条の規定により日本国有鉄道が公園管理者とした協議に基づく占用は、政令で定めるところにより、第百六十条の規定による改正後の都市公園法第六条第一項及び第三項の規定により承継法人及び清算事業団のうち政令で定める者に対して公園管理者がした許可に基づく占用とみなす。

(政令への委任)

第四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

十五条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百六十六条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百八十八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第一百二十条（都市計画法第六条の一、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十三条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第一百二十二条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十一条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。）、第一百五十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第一百二十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第一百三十二条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四条及び第一百九条の二の改正規定を除く。）、第一百三十三条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第四十二条までの改正規定に限る。）、第一百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第一百四十九条（密集市街地における防火、防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第一百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第一百四十九条、第二百三十三条、第二百四十四条、第二百四十九条（密集市街地における防火、防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第一百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第二百五十六条（マンショングの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く。）、第二百五十七条、第二百五十八条の改正規定に限る。）、第二百五十九条、第二百六十一条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（第二項第二号イ）を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第一百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十五条の改正規定に限る。）、第一百六十三条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百六十六条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百八十八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第一百二十条（都市計画法第六条の一、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十三条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第一百二十二条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十一条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。）、第一百五十五条（公有地の拡大の推進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四条及び第一百九条の二の改正規定を除く。）、第一百二十八条（都

る法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限り
る)、第一百六十五条(地域における歴史的風
致の維持及び向上に関する法律第二十四条及
び第二十九条の改正規定に限る)、第一百六十一
九条、第一百七十七条(廃棄物の処理及び清掃
に関する法律第二十二条の改正規定に限る)
、第一百七十四条、第一百七十八条、第一百八十二
条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の
改正規定に限る)及び第一百八十七条(鳥獣
の保護及び狩獵の適正化に関する法律第十五
条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正
規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」
に改める部分を除く)、同法第二十九条第四
項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条
第四項」に改める部分を除く)並びに同法
第三十四条及び第三十五条の改正規定に限
る)の規定並びに附則第十三条、第十五条第
から第二十四条まで、第二十五条第一項、第
二十六条、第二十七条第一項から第三項ま
で、第三十条から第三十二条まで、第三十八
条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四
項、第四十七条から第四十九条まで、第五十五
一条から第五十三条まで、第五十五条、第五
十六条、第五十九条、第六十一条から第六十六
九条まで、第七十一条、第七十二条第一項か
ら第三項まで、第七十四条から第七十六条ま
で、第七十八条、第八十条第一項及び第三
項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五
百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定
を除く)、第八十九条、第九十条、第九十二
条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定
に限る)、第一百一条、第一百二条、第一百五条か
ら第一百七条まで、第一百十二条、第一百十七条
(地域における多様な主体の連携による生物
の多様性の保全のための活動の促進等に関する
法律(平成二十二年法律第七十二号)第四
条第八項の改正規定に限る)、第一百十九条、
第一百二十一条の二並びに第一百二十三条第二項
の規定 平成二十四年四月一日
(都市公園法の一部改正に伴う経過措置)

(罰則に関する経過措置)
第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)
第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
附 則 (平成二三年一二月一四日法律第一二二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第六条 第八条 第九条及び第十三条の規定 公布の日
附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号)
(施行期日)
第五条 行政府の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の处分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
(訴訟に関する経過措置)
第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立ての他の行為を経た後でなければ提起できないと

条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第五項第一号の改正規定に限る。）、第十九条、第二十条、第二十二条及び第二十三条（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十五条の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
（罰則に関する経過措置）

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については なお従前の例による。
(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条、第二条及び第四条から第六条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(政令への委任)

第二十五条 この附則に定めるもののはか、この法律の施行に関必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日